

津幡町選挙管理委員会告示第44号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による合併協議会の設置の請求の場合の署名者の最低数（選挙権を有する者の総数の50分の1の数）は、次のとおりである。

令和8年3月1日

津幡町選挙管理委員会

625人